

一般会計決算審査特別委員会会議録

日 時 令和2年9月16日（水）

午前9時開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 南雲まさ子 副委員長 唐澤一代

委 員 古谷星工人 内田晃 平野由里子 寺嶋正

オブザーバー 飯田一議長

2. 説明者 執行側 町長・副町長・教育長・参事兼総務課長・参事兼まちづくり課長・会計管理者兼出納室長・議会事務局長・政策推進課長・税務課長・町民課長・福祉課長・子育て健康課長・観光経済課長・環境上下水道課長・教育課長・各課長補佐・各係長・担当職員

3. 議 題 認定第1号 令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について

4. 審議の内容

委 員 長 おはようございます。委員各位には、定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。ただいまより令和元年度松田町一般会計決算審査特別委員会を開催いたします。

一般会計決算審査特別委員会の委員長を務めます南雲まさ子です。副委員長は唐澤一代君が務めます。よろしくお願ひします。

決算審査特別委員会委員は、委員が6名選出されております。本日の決算審査特別委員会委員は、委員6名中全員が出席し、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

なお、議長はオブザーバーで出席していただいております。このメンバーで本日一日進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

お知らせします。この特別委員会に、傍聴を井上議員、田代議員、中野議員が希望されましたので、委員会条例第16条の規定に基づき許可したので御承知おき願います。

なお、議会事務局より写真撮影の申出と、議事録作成のため録音の申出がありましたので許可をいたしました。御了承願います。

この定例会では、新型コロナウイルス感染対策のため、傍聴者の方にマスクの着用、くしゃみ・せき・発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しましたが、円滑な議事進行のため、マイクを使用して発言してください。

また、会議室は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、議員は要点を明確にして質問をし、職員は今まで以上に的確かつ分かりやすく回答して時間短縮に努めてください。

なお、クールビズ期間中ですので、上着は適宜着脱してください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。

また、職員が感染した場合の行政の停滞、町民の不安感の増大など、影響を考慮して、係長職の出席は回答に支障がない範囲で必要な人員とします。適宜の入室、退室を許可するので、議事の妨げにならないよう速やかに行動してください。

町長並びに議長がお見えですので、御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。本山町長、お願ひいたします。

町長 おはようございます。今日は、令和元年度一般会計決算特別委員会ということで、南雲委員長をはじめとする委員の皆様方に御参集いただきてですね、今日は審査いただくということで、非常に感謝申し上げます。

また、議長におかれましても、日頃から議会運営についてですね、我々と一緒にいろいろなことを話しながらですね、両輪のごとくやつていただいていることを改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

令和元年度の予算を認めていただきて、その後、監査委員に付して、報告があつたとおりにですね、事務的にはしっかりとやらせていただいているところでもありますけども、やはりこの予算を、何の目的で、どういうふうな使い方をして、どういう効果があつたか、非常にその辺が、我々も常にP D C Aサイクルを回しながらですね、チェックをしながらやっていますけども、なかなかやっぱり目が届かない、行き届かない。また、役場の常識は一般的な非常識で

あって、皆さん方の常識と離れているところもあるうかと思います。ですので、皆さん方の知見、今までに経験をされた観点から、この内容についてはどういう効果があったのか、どうだったのか、今後、来年度の予算にどういった形で生かしていくのか、毎年御指導いただいている程度も、その辺を強くですね、御指導というかアドバイスをいただきながら今後の町政運営に生かしてまいりたいというふうに考えてますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げ、簡単ですけども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委 員 長 ありがとうございます。飯田議長、お願ひいたします。

議 長 皆さん、おはようございます。本日の一般会計決算審査特別委員会は、決算認定を行う特別に設置された委員会です。予算が実際にどのような使われ方をしたのか、決算についても審査をし、予算が適正かつ妥当に使われたのかを認定するものです。慎重なる審査をお願いいたします、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

委 員 長 ありがとうございます。町長におかれましては、副町長以下の職員に任せることで退席いたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

町長は、何かありましたらお呼びいたしますので、自席で待機をお願いいたします。

町 長 すみません、本当は出るつもりでいたんですけども、いつでも呼んでください。

(町長 退席)

委 員 長 お諮りします。審査方法はどのように行ったらよろしいでしょうか。御意見のある委員の方はお願ひします。

寺 嶋 委 員 審査方法ですけども、決算書のね、まずは歳入を一括で、それから歳出は一定程度款ごとに区切ってやったほうがいいと思います。あと、大きな点としてその他ということで審査をしていったほうがよろしいと思います。

委 員 長 ほかにはよろしいですか。

(「よろしいです。」の声あり)

消防はどういたしましょう。

平 野 委 員 職員の方の入替えをなるべく少なくするために、また例年のように、ちょっとそういうところは入れ替えて、消防を先に、いつもそうしてるんですね。

委 員 長 そのように取り計らってよろしいでしょうか。

内 田 委 員 すみません、歳入は他課にまたがる場合がありますから、歳入の場合は今全員でやっていただいて、今、歳出の関係でしょう。

委 員 長 はい。

内 田 委 員 それでいいと思います。歳出の場合はね。

委 員 長 はい。じゃあ1、歳入、町税から町債まで一括。歳出、款別に行い、議会費、総務費と、職員の入替えの関係で、消防費までを一括。民生費、衛生費までを一括。農林水産業費、商工費…（「ページを言わなきゃ、ページ。」の声あり）失礼いたしました。最初に、歳入、町税から町債、51ページまで一括。歳出、款別に行い、議会費、総務費、P 52から93ページと、職員の入替えの関係で、消防費、152ページから159ページまでを一括。民生費、衛生費、92ページから123ページまでを一括。農林水産業費、商工費、土木費、122ページから153ページまでを一括。教育費、公債費、予備費、158ページから199ページまでを一括。最後に、一般会計歳入歳出決算事項別明細書以外の部分、7ページから18ページ。財産に関する調書、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書、決算資料と総括事項という順で審査をしていきたいと思いますが、このように取り計らって御異議ございませんか。

平 野 委 員 それ以外の部分の7から18ページって、毎年後でしたっけ。最初じゃなかつたですか。（「最後に一括で。」の声あり）最後でしたか。

内 田 委 員 最後に一括じゃないの。

委 員 長 最後に一括ということでおろしいでしょうか。

平 野 委 員 分かりました。

委 員 長 異議はございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。歳入は一括、歳出は款別、最後に総括事項の順に審査をさせていただきます。

説明員が発言する場合の注意事項を申し上げます。説明員の皆様にお願い申

し上げます。答弁につきましては係長を中心にお願いします。補足説明や係長等の答弁が誤解を招く場合などは、課長補佐または課長が答弁をしてください。また、回答が難しい質問については課長に答弁をお願いします。質問に対しては、ハンドマイクを使用し、所属名と名前を言ってから質問に明確に答えていただくようお願いいたします。款ごとに休憩を取りますので、担当した部分が終わりましたら職員は退席していただいて結構です。

委員各位へお願いします。議事録作成のため、発言の際には、議席番号と名前を言っていただき、質問箇所のページと質問要旨ということでお願いします。効率よく進行するために、一問一答方式の質問は御遠慮いただき、質問につきましてはまとめて行ってください。具体的には、ページと質問内容を次々に質問してください。職員は質問内容の順番に沿って次々と答えてください。

それでは、早速審査に入らさせていただきます。失礼いたしました。職員の方は入れ替わってください。暫時休憩いたします。 (9時10分)

委 員 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (9時15分)

審査に入ります。歳入は一括審査といたします。20ページの町税から51ページの町債までの審査を行います。御質問のある委員は挙手をお願いいたします。

内 田 委 員 先陣を切って質問をさせていただきます。ページ20ページ、歳入、町税の関係です。町税の個人町民税と固定資産税について質問させていただきます。

個人町民税の、特に滞納繰越については、平成30年度決算の収入額よりも約400万円ほど収入が増加しております。また、固定資産税の滞納繰越分についても、平成30年度決算よりも約300万円の增收となっておりますが、これにつきましては、職員の皆さんの滞納整理の結果か、もしくは大口の滞納者が払つていただいたか、これはちょっと分かりませんけど、いずれにしろ30年度の決算よりもそれだけ増えているということですので、これについて税務課のほうで内容的なものが分かればお知らせください。

税務課長補佐 ただいまの御質問の件についてお答えさせていただきます。町民税、個人の町民税、また固定資産税、それぞれ税務課の所管しております税につきましては、基本的に滞納整理は一括で対応しております。併せてですね、町民課の持っています国民健康保険税につきましても、重複する滞納者に関しては、

一括して両課併せて滞納整理を行っているような状況でございます。

平成30年度に比べまして令和元年度が大幅に伸びた理由といたしましては、1点目としましては、神奈川県によりまして、個人町民税の徴収委託という制度がございまして、それを活用させていただきました。個人町民税の滞納のある滞納者に対して、県税事務所が一定期間ですね、滞納整理を行ったものでございます。

そして、あと2点目がですね、令和元年度からコンビニ収納を始めたことによりまして、滞納者がより納付しやすくなったり、そういうことが挙げられると思います。

そして、3点目ですね、こちらの滞納整理に当たってですね、預金調査ですか、そういうものを積極的に行っております。元年度は一斉調査ということで、金融機関15行に対して1人の滞納者についての照会をかけております。それが滞納者と折衝する前にその情報が入れば、より滞納解消につながったという形のもので、理由といたしましてはそういう形のものでございます。以上です。

内 田 委 員 御説明ありがとうございます。ちょっと私も知らなかつたんですけど、その県税事務所のほうで徴収の委託というかな、県のほうでやっていただいたということなんんですけど、それは今後も引き続きその県の徴収委託というものが取られるのかどうか。そうするとやっぱり徴収率上がると思うんですけどね。それについてはどうですかね。

税務課長補佐 県税事務所のほうも毎年同じ自治体をですね、委託を受けるというのはなかなか難しい状況でございまして、何年かに1回という割合が、ちょっと今のところそういう形ですね。当然こちらのほうとしましても、徴収、滞納整理自体は人数が多いほうが対応しやすいので、今後も引き続き依頼としては出させていただいて、受けていただけるかどうかというのは、また県のほうと調整という形になります。以上です。

内 田 委 員 はい、分かりました。それでは、毎年じゃなくて、いろんな町を持ち回りじゃないけど、順番にやっていくということですね。

それで、今、御説明、その前に御説明あったね、滞納整理の関係なんですけ

ど、ちょっと私の認識が古いのかもしれませんけど、滞納者というのは、町税、固定もそうですね。あと国保とか、水道とか、いろんなところにまたがっているのが通常の滞納者という認識はあるんですけど、今の御説明では、国保、一括で税務課のほうで滞納整理をしているというふうに聞かれたんですけど、それでよろしいんですかね、そういう考え方で。

税務課長補佐 町民課の持っている国民健康保険税、それとあと後期高齢者の医療保険料、こちらは大分滞納としては少ないんですけども、システム的に連携ができてますので、それで税務課と町民課と合同で滞納整理に当たっているというイメージでいただければと思います。

あと、介護保険料ですか上下水道料、こちらについては、滞納者と折衝をしている中で、当然こういった、そういったものの滞納はないかというような情報を仕入れながら折衝の中で、当然払える額、分納でというような話もありますので、それを含めながら考えて滞納者と折衝をしているというのもございます。以上です。

内田委員 分かりました。先ほど私が言いましたように、滞納者は多岐にわたってね、滞納しているというのが、やはりどうしても現実的にはあると思います。やはり1つの課ではなくね、そういう他課とのね、連携、これはやっぱり密にしていただいて、なつかつ滞納整理の回数もやっぱり頻繁に、変な話、しつこいぐらいにね、滞納者に接して納税してもらうというのがよろしいかと思いますけど、今後もね、そのような形でやっていっていただきたいと思います。

最後に1点、滞納整理に関わってくるんですけど、どうしても払っていただけない方もいると思うんですよ。本当にお金がなくて払えない人、お金はあるけど払いたくない人、様々な形が、方がいると思うんですけど、昨年度のね、差押えもしくは参加差押えした件数が分かりましたらお願ひします。

資産税係長 昨年度の差押え、参加差押えの件数ということで、昨年度は合計で90件ですね。そのほかに、滞納処分という中では、ほかに交付要求という制度がありまして、ほかの自治体がやっているものですとか、あとは裁判所で競売にかかっているもの、それについては、町も債権がありますよということで手を挙げて要求するという、それがまた10件ありますので、それを合わせますと100件に

なります。以上です。

内 田 委 員 分かりました。以上です。

委 員 長 ほかにございますか。

寺 嶋 委 員 町税の、同じく20ページなんですけどもね、今回の町税ということでは、収入済額が15億8,700万ということでね、ここ数年15億5,000万から8,000万というか、そういうずっとね、推移で来てるんですけども。今回はね、法人分だけちょっと伸びたっていうくらいで、そんなに例年とはあんまり変わらないんですけどもね、今回のこの町税の収入に対しての評価としてね、町はどのように見ているのか。

それから、この町税を主とした自主財源の確保策として、元年度はどのような取組をされたのか、お伺いをします。一括でいいんですか。

委 員 長 はい。

寺 嶋 委 員 次、ずっと言っていいの。

委 員 長 はい。

寺 嶋 委 員 29ページの住宅使用料ですが、町営住宅と賃貸住宅、このそれぞれ収入が出ておりますけども、この収入した戸数ですか、住宅の戸数。あとは、まだ空いてるというようなね、ところでの、そういう空いてるところがあるのかね。最大限に全部入ってないと思うんですよね。ですから、この条件についてお伺いをしたいと思います。

あとは、ここの住宅使用料の中での収入済額が90万4,000円ほどありますけども、この現状とですね、発生の状況と、それから…（「収入未済額でしょ。」の声あり）収入未済額ね。現状と、どのような対策を、収納対策をされているのかをお伺いをいたします。以上。

委 員 長 はい、じゃあ1点目、よろしくお願ひいたします。

税 务 課 長 よろしくお願ひします。議員の一番初めの収入済額、15億8,700万ということで、例年推移していると、15億8,700万から15億前後ということで今お話をありました。一応令和元年度で申しますと、収入済額、確かに15億8,700万なんですが、30年度と比較をさせていただきますと、現年度においては2,100万円の增收、滞納繰越分においても7,100万円の增收という形で、全体の収納率

においても95.68ということで、30年度に比べて0.59%上回っております。ただ、一応、もちろんそのこれに甘んずることなくですね、もちろんその収入済額、今15億8,700というのをですね、よりその調定の16億5,900万の調定にですね、なるべく近づけるような収納率を目指して今後も収納業務に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

寺 嶋 委 員 あ、まだだね。住宅のほうがある。

委 員 長 じゃあ29ページのところ。総務課、お願ひいたします。

管 財 係 長 御質問のありました住宅の空き状況についてですが、旧住宅のほうが…ごめんなさい、全体で92棟現在ありますと、年度末が11棟空き家になっております。現在、同じく92棟のうち空き家が9軒ですね、9棟ですね。旧住宅につきましては6棟空いております。6棟、6軒ですね。籠場住宅、町屋住宅の空き数につきましては、年度末で3件、3部屋。今現在ですと町屋住宅の1部屋になっております。（「ちょっと分かりにくい。」の声あり）

委 員 長 すみません、去年はよろしいんですけど、今現在でもう一度お願ひいたします。ちょっと分かりにくかった。

管 財 係 長 今現在が、空き家が全体で9部屋です。

委 員 長 全体で。

管 財 係 長 はい。籠場、町屋の新しい住宅に関しましては1部屋空いております。全体が9部屋ですね。旧住宅も合わせて9部屋、今現在空いてます。

委 員 長 そうしますと、籠場、町屋以外の、もともとあった住宅が8。

管 財 係 長 8ですね。

委 員 長 よろしいですか。

平 野 委 員 未済額の部分。

管 財 係 長 続きまして、収納の体制ということで、通常お手紙による督促ということと併せて電話での催促、直接滞納者へ訪問しての催促をやっております。今日現在の滞納分の収納につきましては29万5,100円、29万5,100円が収納されております。

委 員 長 以上でよろしいですか。

寺 嶋 委 員 町税のほうの自主財源確保ということではね、一応分かったんですけども、

ただ、今回どのように働きかけたかという、例えばですね、勤労者の増加とか、宅地の整備ね、そういう、それから未利用地の活用ということで、そういうね、ありますよね、旧町営住宅跡地とかってまだほとんど手、民間ですけども、民地でもね、手がついてないところとかいっぱいそういうのがありますのでね、ですからそういう自主財源を増やす、確保するための施策のね、施策ということでの働きかけをね、どのようにされたかというのをね、ちょっともう一回、これは分野が違うのか知りませんけども、そういうことをね、ちょっと聞いてるんですけども、もし答えられましたらね、お願いいいたします。

委 員 長 政策推進ですか。

寺 嶋 委 員 あとは、住宅使用料の収入未済額ということでは、一応現在取組ということで分かりましたけども、およそ何世帯っていいますか、何件ぐらいまだね、その収入未済が残ってるのか、分かりましたらお知らせください。以上、お伺いいたします。

委 員 長 総務課でよろしいですか。お願いいいたします。

管 財 係 長 滞納、滞納の世帯数につきまして、住宅ですね。お答えします。現在5名が滞納しております。以上です。

委 員 長 旧住宅か新しい住宅か。

管 財 係 長 旧住宅と新しい住宅、合わせて5名になっております。

委 員 長 内訳はどうなってるんですか。

管 財 係 長 年度末で、ごめんなさい。河内が13万5,000円、1名。中河原が1万9,200円、1名。仲町屋が1,900円、1名。籠場が2名で21万3,200円。町屋が2名で37万6,000円。あと、過年度分が3名で、15万9,400円になっております。

委 員 長 11番、よろしいですか。

寺 嶋 委 員 合わないけど、いいよ。

定住少子化対策係長 寺嶋議員からございました町営住宅の跡地利用の関係の答弁をさせていただきます。御存じのとおり、町営住宅跡地につきましては民地というところがございまして、ありますけれども、ここの活用に向けてですね、当室といたしましてはそこの所有者様に、町の空き地バンクの御紹介をさせていただいてまして、登録には至っておりませんけれども、そういう制度ございます

ので、実際にですね、その土地を処分したいということの相談がございましたら、そのようなもので御案内をさせていただいているというところであります、まだ掲載には至っていないという状況でございます。以上でございます。

政策推進課長 すみません、補足になります。町のですね、町有地の町営住宅跡地につきましては、そこに住んでる方がおられますので、まずそとの情報を共有しながらですね、新たな事業展開として、企業誘致をはじめ、住宅地等が活用できる民間事業者サウンディングを今進めるような状況になります。なおですね、今回の令和2年度の予算の中でもですね、仲町屋の跡地の活用のための予算も取っておりますので、その辺も調査に向けて今後取り組んでいるところでございます。また、民の土地につきましてもですね、住宅張り付くような誘導ということで総合計画に位置づけておりますので、そこは民間の事業者と所有者と連携をしながら取り組んでいくというふうに、今、進んでいるところでございます。以上です。

寺嶋委員 では最後に。この元年度といいますか、最近ですけども、新興住宅ね、少しずつ大井町境を中心にね、建っておりますけども、最近どのくらい、令和元年度といいますか、以降でね、どのくらい増えてるのか、およそ分かればね、新興住宅、分かればお願いいいたします。

資産税係長 平成31年の1月1日から、令和元年の12月31日まで、そこの1年間で建築されたものが、全部で52棟です。住宅ですか非住宅、それを分けておりませんけれども、そういう、52棟です。

寺嶋委員 はい、分かりました。終わります。

委員長 ほかにございますか。

平野委員 ちょっと小さいものも含めると4件あるんですけれども。まず25ページの地方特例交付金。それから27ページの下のほう、町民文化センター使用料。それから33ページ一番下の、新たなステージに入ったがん検診。それから49ページの雑入という、これはただ、この雑入の雑入って何だろうと思つただけなんで、ここから行きましょうかね。

すみません、49ページの真ん中よりちょっと上のところの雑入で、これは雑

入にしては収入済額がちょっと大きいので、何か、何だろうなとちょっと単純に疑問に思ったんですけども。

財政係長 雑入の中の雑入、1,000…ページ49ページの雑入の中の雑入で、1,170万ほど歳入されておりますが、内容としましては主なものとして、松田町の創生推進拠点施設事業負担金、これに294万円、桜まつりの交通誘導委託の町観光協会負担分として220万円、それからですね、ふれあい農林体験施設、これはドッグランですね。ドッグランですね、用地の借地料、これが130万5,000円というような、主だったものがこういうものになっておりまして、そのほかコピー代とかですね、そういった小さいものも含まれてございます。以上でございます。

平野委員 分かりました、ありがとうございます。じゃあごめんね、最初のほうに戻りますけれども。最初の25ページの地方特例交付金は、本会議場での説明のときに、これは減収の補填分だというふうに言われたんですが、多分あれかな、税制改正に伴う何かかなと思ったんですが、これはいつの時点の減収補填、前年度のなんでしょうか。

財政係長 地方特例交付金の中にはですね、住宅、いわゆる住宅ローンのですね、減収補填分、それとですね、昨年の10月から設定されました自動車税の環境性能割、それと軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減分としまして、減収補填の特例交付金が交付されてございます。住宅ローン減税につきましては、当年度分の減収補填という形で補填がされてございます。自動車税の環境性能割、軽自動車税の環境性能割についても、本年度分という形でございます。

平野委員 ありがとうございます。

次に、すみません。次に27ページお願ひいたします。町民文化センター使用料のところなんですかけども、今回はちょっと少ないのかなと、ちょっと減つてきてているというか、ずっとそういうことなんですが、ちなみにこれ予算のときに聞いた数なのかもしれないけど、平成30年度は何か大ホールが何件で、クライミングが何件でというのを教えていただいてるんですが、今回はそういう数字が分かりますか。

生涯学習係長 個別の件数というところです。よろしくお願ひいたします。文化センターの

ほうですけども、令和元年度、大ホールのほうで56件。リハーサル室212件。練習室1、267件。練習室2、174件。練習室3、149件。また、スポーツ施設のほうですけども、トレーニングルームのほうで888件、ボルダリングのほうで45件というような内訳になっております。よろしくお願ひいたします。

平野委員 ありがとうございます。何か件数からすると微増というか、ちょっと増える感じがするんですけども、なかなかその料金のほうが、平成30年は一応200万を超えてたかなと思うんですが、このホール及び附属施設器具使用料ですね。今回180万ぐらいということなんですかとも、何か原因というのは分かりますか。クライミングが減ってるのか。

生涯学習係長 要因としては今申し上げたとおり、クライミングのほうがなかなか伸び悩んでいる。また、件数的な話をしてると、一般的な団体ですね、の時間数が、件数は微増でも、使っていただける時間が短かったりというようなところで、収入がちょっと伸び悩んでいるというような要因だと思います。よろしくお願ひいたします。

平野委員 はい、ありがとうございます。そうすると、やはりこれは微減というか、ちょっとずつ減るというようなことなんですが、今度予算立てのときにはどうなんでしょうか。また、これに応じて減らしていく、目標が減っていくのか、それとも今、生涯学習センターのね、条例なんかが出てきているところを見ると、やはりこれは利活用をしていこうということで、次の予算はそんなに減らさないぞとか、もうその辺、分かってるんでしょうか。

生涯学習係長 ここはもう目標値として捉えたいというところでございます。条例提案させていただいている以上、またその中でも利用促進という部分を目指してということもありますので、あまり夢のような数字を出すようなつもりはありませんけども、基本的には利用促進を図っていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

平野委員 分かりました。ありがとうございます。すみません。

それと、ではもう一つですね。33ページの、新たなステージに入ったがん検診、一番下なんですかとも、これちょっと歳出でどれに当たるのかがよく分からなくて、117ページのがん検診のことなのか、ちょっと名前が同じものが

なかなか見つけられなかったんですけど、これ分かりますか。

健康づくり係長 先ほど御質問の平野議員の、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業補助金なんですが、こちらに関しては、乳がんと子宮がんの、子宮がんについては21歳、乳がんについては41歳の方に無料クーポン券を配布しております、その無料クーポン券の対象の方の自己負担分について、国が2分の1補助していただけるという事業になっています。どうしても検診は、集団検診と施設検診とで、乳がん・子宮がん検診も両方やっておりますけれども、歳出のところでは全てまとめた形になっておりますので、細かい一部分、その部分だけというのが抜粋されていないという状況にはなっております。子宮がん・乳がんそれぞれ令和元年度に関しては、子宮がんは48人の方にクーポンを発送しましたけれども、実際クーポンを活用して受けられた方が2人、乳がんに関しては69人に発送しましたけれども、実際に受診をされた方は16名という形になっております。以上です。

平野委員 ありがとうございます。そうすると歳出のほうには、乳がん・子宮がんということでまとめて入っていると。そのうちの、先ほど、ごめんなさい。乳がんが21歳、子宮がんは何歳っておっしゃいました。

健康づくり係長 子宮がんが21歳で、乳がんが41歳。

平野委員 41歳、ごめんなさい。そうすると、今おっしゃったその数字が、せっかくクーポンもらっていても、実際に使った人が意外と少ないというのが、大変もったいない話なのかなと思うんですが、何か促進の工夫はされていますか。

健康づくり係長 乳がん・子宮がんに限らず、がん検診においては、集団検診は7月に実施しておりますけれども、施設検診については6月から3月までということで期間を延ばして実施しておりますので、できるだけ、いつでも受けられる、御自分の御都合がいいところで受けられるようにということでの受診勧奨はしておりますけれども、今年、令和元年度も後半になると、ちょっとコロナの関係で、乳がん検診に関しては足柄上病院でしか実施できない形にもなっておりまして、その件で受診される方はちょっとちゅうちょされてる方も何名か御連絡をいただいたような状況もありました。

平野委員 今年の場合はちょっと例外的かもしれません、ぜひ使っていただけるよう

に促していただけるといいかなと思います。

それでは先ほどは、最後のはもう終わってますので、私はこれで。

委 員 長 ほかにございますか。

古 谷 委 員 39ページ、41ページ、2点ほどお伺いしたいと思います。まず39ページのですね、水源環境保全・再生施策市町村補助金ということがあります。これ、毎年補助金大分減ってきてますけども、平成30年は1,600万実績がありました。今年が、令和元年が1,210万7,000円あまりということなんですけども、これちょっと交付要件がですね、ちょっと私まだ理解できてませんので、もし交付要件が分かればですね、先にちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

あと41ページ一番上にですね、ヤマビルの被害対策事業補助金というのがあります。これ2万6,000円ということで、薬、二、三本買ったら終わっちゃうような金額だと思うんですけども。今、神奈川県の職員にちょっと会う機会があったので、ヤマビルの発生状況をちょっと聞いてみたら、寄地区、八沢地区、三廻部地区が非常に多いという話を聞きました。先日も町長の話の中で、県知事に対してですね、ヤマビルの話もされてたということですで、これもですね、神奈川県のほうに、これだけ出てるからということで要望すれば、次年度以降増額されるのかどうか、この辺もちょっとお伺いしたいというふうに思います。

政策推進課長補佐 まず水源環境税の関係なんですが、こちら神奈川県のほうでですね、財源としては超過課税している分になります。その超過課税分をですね、財源にしまして、県民の方ですね、良質な水、それと将来にわたって豊かな水をですね、育む森林、それと清らかな水源を守っていくために使途を制限したような補助金となっております。

こちらなんですけども、今、うちの町の場合ですと、足柄上地区の地下水のモニタリング調査に充当しております。それとですね、あと河川の水路の整備、それとあと地域水源林の整備、私有林・町有林含めて活用しているというところでございます。

それで、収入額がですね、下がっているということなんですが、こちら合併

処理浄化槽へもですね、充当が可能となっておりまして、この合併処理浄化槽のほうの件数が下がるとですね、こちらのほうが額が大きいため、必然的にちょっと額のほう、実際の補助金のほうも下がってくるというようなことになっております。以上です。

委 員 長 2番、よろしいですか。

古 谷 委 員 先にヤマビルのほう。

委 員 長 じゃ、はい。お願いいいたします。

商工農林係長 ヤマビル被害対策事業費補助金2万6,000円の件ですけども、これ実はですね、毎年松田町では、最近だと30万円ぐらい支出で駆除剤買ったり忌避剤買ったりという形で、本来はそれが補助対象事業費になるはずなんですが、県のほうで割り振りで、アッパーがここまでという形で2万幾らとか、大体2万5,000円前後で近年推移してるんですけども、決められて、そこまでの補助額という形で現状は配分されているものです。要望活動ででも、この辺を拡充ちゃんとしていただきたいということは上げているんですが、今まで正直かなっていない状況がございます。今年度、首長の懇談の中で、知事のほうにも対面の中でですね、きっちとその辺を事情を訴えてるというところで、今後はその辺を予算措置していただけることを、続けて要望していきたいとは考えているところです。以上です。

古 谷 委 員 最初ですね、水源環境保全の使い道等よく分かりました。合併処理浄化槽の分も含まれてここの中に入ってくるという意味でよろしいですね。支出のほうにもそういう項目があるんですが、あまり何か合併浄化槽、進んでいないように思いますので、この辺また支出のほうでちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

それとあと、今のヤマビルの関係ですけども、ぜひですね、増額していただいて、減らすことは非常に難しいと思うんですけども、農作業とか非常に皆さん困っておられますので、対応していきたいと思いますので、ぜひ県知事も承知はしておれると思いますので、予算要望等しっかりとやっていただきたいなというふうに思います。以上です。

委 員 長 ほかにございますか。よろしいですか。

唐澤委員 大きく3件ございます。1件目が21ページ目に戻りまして、不納欠損額の、
本会議では53件とお聞きしてますけど、その内訳をいま一度教えてください。
そして、どういう経過で収入未済額から不納欠損額になっていくのかという
経過を教えてください。

委員長 一番上ね。

唐澤委員 もう一つが、不納欠損額は5年で消滅してしまうものだと思うんですけども、
回収できないと非常にもったいないので、今回いろいろと回収率上がってきた
たりとか、県の事務所など頼まれてると思うんですけど、今後はそういう手
を借りられないとなっている場合の、具体的な今後の対策というものを教
えてください。

2点目が、29ページです。一番上の収入未済額90万円ほどのところなんです
けども、前年度は約20万円ほどだったと思うんですが、今回ちょっと増えてい
る理由を教えていただきたいです。

あと、みやまの里の経営報告書というものが、この間の資料の中で頂いてい
るんですけども、スプラボ、ドッグラン、あとロウバイ園、お祭りの部分を
抜かしたところの報告書というものが提出されていないので、そちらがなぜな
のか。提出される場合はいつごろになるのかというのを教えてください。

最後3点目です。33ページになります。個人番号カード交付事業費補助金の
ところなんですけども、マイナンバーですね。どれぐらいの取得率、いろい
ろ法律等変わったと思うんですけど、人数等いま一度教えてください。また、
コンビニなどの取得の件数だったりとか、そのあたりをもう少し細かく教
えていただきたいです。以上になります。

資産税係長 唐澤議員の御質問によりましてお答えします。不納欠損の内訳です、内容な
んですけども、先ほど唐澤議員がおっしゃられたように、5年で時効になる
というのが基本にございます。そのほか、不納欠損の種類としましては、まず
執行停止というその制度がありまして、財産がないですか、あとは所在が不
明の方、そういう方の場合で、納税の見込みがないというような方については
執行停止ということで、その滞納処分をもうしませんよというような取り扱
いをすることがあります。この執行停止をしてから3年経過しますと、同じよ

うに時効になります。

もう1点がですね、例えば亡くなられてる個人ですか、あとは廃業した法人ですか、こういったものももう見込みがないので、執行…こちらのほうは執行停止をした後に、即時消滅といって、即座にその欠損の状態になるものがあります。こちらの3点を合計しまして、それぞれの税目の不納欠損となっています。

唐澤委員 全部で53。

資産税係長 そうですね。全部で57件で、内訳は53人。要は複数の税目にわたる方とかもいらっしゃいますので、53人で57件という件数になります。

そうしますと、各税目別の、先ほど申し上げました3項目の内訳を申しますと、まず町民税、個人町民税のほうが、執行停止後3年経過が2人で3件、即時消滅はありませんで、5年で時効になったものが19人で20件です。続きまして、法人町民税が、執行停止後3年経過はゼロ、即時消滅が1人で1件、5年時効が1人で1件です。固定資産税につきましては、執行停止後3年経過が1人で1件、即時消滅はありませんで、5年時効が10人で12件。軽自動車税は、執行停止後3年経過が1人で1件、即時消滅はありませんで、5年時効が18人で18件です。

税務課長補佐 ちょっと補足させていただきます。それと唐澤議員の御質問ですね、不納欠損しないための取り組みということで、ちょっと補足させていただきます。令和元年度からですね、内部で会議を月1回以上設けるようにいたしまして、各徴収担当、税務課各係とですね、あと町民課も交えて、あと非常勤の収納対策員も交えまして、その際にですね、年度初めにその年の不納欠損を迎えるものをリストアップをしまして、それを重点的に取り組む形をとっております。その際に、先ほどお話しいたしました、一斉の預金調査ですか、生命保険なんかの調査も加えまして、そこで財産があれば差し押さえをすることによって、不納欠損に持っていくかなくて、時効が止まりますので、そういった取組もした結果、この不納欠損額が少なくなったというふうに捉えていただけるとよろしいかと思います。以上です。

管財係長 29ページの住宅使用料の収入未済額の増ということで御質問がありました件

につきまして、旧住宅から新しく建てた住宅のほうに転居された方が数名いまして、その方が当然、家賃が多少なりとも増になります。その関係の方々の滞納と、新しく建てた住宅に、家賃自体がかなり上がるもので、金額的には増えているような状況でございます。以上です

委 員 長 続きまして、みやまグラウンドのあれですよね。スプラポとかドッグラン。お願いいいたします。

観光経済課長 みやまの里の関係を含めて、何点か施設が、おっしゃられたかと思います。今回、議会のほうにですね、報告として、みやまの里の経営状況は報告をさせていただくということで、こちらは自治法の243条の3第2項の規定により報告をするものでございます。先ほどおっしゃった施設が、ドッグランとあとスプラポでよろしかったでしょうか。

唐澤委員 そうですね。あと、ロウバイ園の。

観光経済課長 はい、じゃあそちらも併せてあれなんですが。今おっしゃられた施設全体は、確かに指定管理を全てしてございます。今回報告をさせていただくのは、この自治法の規定にのっとって、つまりは投資、町のほうでですね、一定割合の投資をしている団体、こちらについての経営状況を法に基づいて御報告するものでございます。つきましては、指定管理者についてはそのような規定はございませんので、今回この報告の中にはないということで、よろしくお願いいいたします。

委 員 長 続きまして、町民課です。お願いいいたします。

窓口サービス係長 マイナンバーの交付についてですが、令和元年度末、令和2年3月末で交付件数が累計で1,859件、交付率にしますと16.6%です。今年に入りまして、8月末で交付済み件数が2,159件、交付率で19.4%になっております。以上です。

唐澤委員 29ページの先ほどの報告書の件なんですけれども、みやまの里は自治法の義務ということで、ほかはそれがないという形なんですが、じゃあ、別途こちら、議会側が要望を出した場合は、それは提出していただけますよね、スプラポなどの報告書。やはり、そういう細かいところの資料がちょっと頂けないなりますと、なかなか審議もいろいろ難しい部分もあったりするので、できれ

ば欲しいのが要望にあるんですが。その会議とか別で、例えばカウンターとかでも、頂きに行った場合はそういう資料が頂けるんでしょうか。

観光経済課長 はい、ただいま、指定管理をしている事業者が全て経営状況が知りたいという御質問でよろしいですか。そうしますと、指定管理自体は、いろいろな指定管理者がございます、地域の集会施設も含めた自治会も中にはあると思います。そういった向きではないとは思うんですが、御要請があった場合は適宜その理事者と相談をしてですね、使用スペースについては、今この場で私がちょっとはつきりお答えはできないんですけども。ただ例えばですね、指定管理者とは、その経営状況というのを一定の期間でモニタリングと申しますか、状況を把握をさせていただいている。要は、経営状況がどうかというところの報告を受けながら、しっかり経営していただいているかどうか、我々のほうも確認をしているということは申し上げさせていただきます。

唐澤委員 はい、承知いたしました。

委員長 よろしいですか。それじゃあ、私のほうからお願ひ、1点お願ひいたします。法人町民税が法人税割の増によって…（「ページは。」の声あり）ごめんなさい、最後の、法人税に絡めてなんんですけど、法人税、税収の21ページ、法人町民税が法人税割の増によって増加していますが、今年度、コロナでどのように影響が見込まれるかを伺います。

内田委員 決算だから、元年度のやつがどうだったかというのをやらないと、今年度のこと聞いても、まだ途中だし、難しいだろ、それ。

委員長 そうですよね。というか見込みをお聞きしたかったと思うんですけど、分かる範囲でよろしいです。

税務課長補佐 法人町民税の今年度の見込みといいますか、コロナの影響というような御質問ということで、よろしいでしょうかね。本議会のほうでも、課長のほうから、なかなか推計というか見込みが難しいというお話をさせていただいているとは思うんですけども、松田町の法人町民税自体は、大分大きい企業が数社が主なものになってきます。そこの決算というか中間の決算の状況とか、ホームページとかで確認している状況なんですが、今段階だと、やはり何とも言えないという書き方をされているのが現状です。どうしても、運輸、鉄道業であつ

たりとか、あと一番大きな企業は海外の輸出も関連していますので、渡航制限なんかも受けているという状況も、そこには記載があります。ですので、今の段階でどうということは、ちょっと申し上げられないんですけども、今後また予算の段階ですとか、そういう場面でお話しさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

委 員 長 寄1番地にも入ってこられるということで、そういう部分と、コロナの影響もあるということで、これからどうなるかということで、難しいことなんですねけれども、また適宜よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは…3番、お願ひいたします。

内 田 委 員 先ほど、同僚の唐澤議員からね、ちょっと質問があったことについて、ちょっとつけ加えて御質問させていただきます。ページの33ページで、これは金額ではないんですけど、例のマイナンバーカードの普及率というかね、それが先ほどおっしゃられた18.何%だったかな、というのがあるんですけど、これ日本全国の平均が大体12から15%ですね、今現在、普及しているのがね。松田町はそれより多少いいというぐらいのことなんんですけど。実際に、国はね、このマイナンバーカードを今後、健康保険証として利用できるかどうかを今検討しているということと、いざれば運転免許証との一本化を今、図っているということです。先ほどの、何%です、何千人ですというね、報告は分かりますけど、今後どのようにしてその普及をさせていくか。まだ18%ぐらいね、しか普及していないという現実を踏まえて、今後どのような形で普及をさせていくかというお考えがあれば、お答え願いたいと思います。

窓口サービス係長 ただいまのマイナンバーの今後どのようにして普及させていくかということですが、ただいま、国のはうからもそういう計画がありまして、町のはうでも具体的に令和2年、今年の1月から夜間ですとか休日にそのマイナンバーカードの交付などの手續ができるように窓口を開設して対応しております。今後もそれは続けていきたいんですが、広報や窓口等で促進していくように努めたいと思っています。以上です。

内 田 委 員 はい、分かりました。結構です。

委 員 長 委員の皆様に1回で質問をまとめていただくようにお願いいたします。で

は、歳入は終了いたします。暫時休憩いたします。

(10時15分)